

## 特別区の本庁舎の位置について <第27回>

**論点** 中央区と天王寺区の本庁舎の位置を変更することについて

**維新** 守島 委員

住民の利便性は24の地域自治区事務所で確保される。本庁舎と議会機能との一致、名称のわかりやすさ、経済的中心地との整合性等を踏まえて、中央区と天王寺区の本庁舎は中央区役所、天王寺区役所とすることを提案。

**公明** 西崎 委員

本庁舎位置の変更について異論ない。

**自民** 川嶋 委員・北野 委員

本庁舎は、住民からの近接性、交通の利便性、都市の中心性を考慮して考えていかなければいけない。区役所の名称とややこしくなるからといって、中央区と天王寺区の本庁舎の位置を変更するというのは本末転倒。

**会長  
まとめ**

中央区の本庁舎の位置は、西成区役所から中央区役所に、天王寺区の本庁舎の位置は、阿倍野区役所から天王寺区役所に変更(淀川区、北区は素案どおり)

## 設置コストと将来的な庁舎建設に対する財政措置について <第27回・第30回>

**論点** 新たな庁舎整備は行わず、現大阪市本庁舎(中之島庁舎)をフル活用することについて  
将来、庁舎整備をした場合、特別区間で財政負担に不公平が生じないように調整する仕組みについて

**維新** 横山 委員

中之島庁舎のフル活用案で、移行時の住民負担が300億円以上、かつ毎年のランニングコストが、建設案と比較して10億円以上減少するという事は、大変意義深い。最大限、既存の施設を活用してスムーズに移行が進むように取り組んでいただきたい。

**公明** 山田 委員

中之島庁舎をフル活用する案について、コスト削減、移行時の事務執行をスムーズに行うことができるという点で、暫定的には了。この方針は将来を縛るものではないということも確認できた。建設する場合における特別区間の調整の仕組みについても、わが会派の提案が盛り込まれ、評価。

**自民** 北野 委員

中之島庁舎のフル活用案には根本的な欠陥がある。淀川区と天王寺区の1,510人も、中之島庁舎に居候するという非常にいびつな構造。全国にも例がない。庁舎を新しく作ることを判断するときには財源保障が全くない。コスト削減したのではなくて、コストを先送りしただけ。

**共産** 山中 委員

結局、庁舎は建設せず、間借りの合同庁舎を前提にした提案で、そんな基礎自治体はない。業務遂行、災害時の対応、住民の利便性、あらゆる点から認められない。そのやり方自体がやっぱり特別区なんてどうでもいいということがますます明らかであって、とんでもない話。

**会長  
まとめ**

コストを抑えるため新たな庁舎建設を行わず、現大阪市本庁舎(中之島庁舎)をフル活用する。ただし、将来的な庁舎のあり方(庁舎建設)は拘束しない。将来の庁舎整備に係る財政負担について、特別区設置後の最初の整備に限り、財政調整交付金の特別交付金により財政措置を行う。

## 事務分担と住民サービス・窓口サービスの維持について <第28回>

**論点** 大阪市が実施してきた特色ある住民サービスの内容や水準の維持を協定書に明記することについて

**維新** 藤田 委員

事務分担に沿って適切な住民サービス、窓口サービスの維持、あるいはニア・イズ・ベターの実現による住民サービスの向上が図られる。

**公明** 西崎 委員

特別区設置後も住民サービスを低下させないという条件として提示し、今回、資料に反映された。加えて、素案を超える特別区の財源配分について配慮し、協定書に明記すべき。

※この要望については、財源配分の項で協議(3ページ参照)

**自民** 川嶋 委員

現行の24区の職員数は4,447人で、特別区の24地域自治区事務所が3,398人。職員数が約1,050人少なくなるので、本当に住民サービスが維持できるのか。

**共産** 山中 委員

非常に少なく見積っている素案でも、コストが増えてしまう以上、今の制度設計でいけば、「維持」と書こうが「努める」と書こうが住民サービスは維持できない。

**会長  
まとめ**

「特別区設置の際は、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスの内容や水準を維持する。また、特別区設置後においても、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、その内容や水準を維持するように努めるものとする」ことを協定書に明記する。